Osaka University Knowledge Archive

Title	シティズンシップの変容 : グローバル化における衰退と再構成
Author(s)	亀山, 俊朗
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49162
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

【11】

氏　　名	亀　山　俊　朗（かめ　やま　とし　ろう）
博士の専攻分野の名称	博　士（人間科学）
学　位　記　番　号	第　２１７１１　号
学 位 授 与 年 月 日	平成 20 年３月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第４条第１項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学　位　論　文　名	**シティズンシップの変容－グローバル化における衰退と再構成－**
論 文 審 査 委 員	（主査） 教　授　木前　利秋 （副査） 教　授　友枝　敏雄　　准教授　太郎丸　博

論　文　内　容　の　要　旨

１．シティズンシップへの注目

本論は、シティズンシップがどのように変容しつつあるかを分析することを通して、グローバル化をはじめとする現代社会の特徴を明らかにすることを目的としている。20 世紀の福祉国家的シティズンシップは、グローバル化やポストモダン化といった社会変化のもと変容と再構成を迫られている。とすればぎゃくに、シティズンシップがどのように変化しているのかを検討すれば、定義することが困難なグローバル化の特徴や、不明確な今後の社会像を浮き彫りにすることができるだろう。これが本論のねらいとするところである。

シティズンシップとは、あるコミュニティの成員の地位身分であり、それを持つものは権利と義務において平等であるとされる。代表的な論者である T.H. マーシャルに従えば、国民国家を基盤とする近代的シティズンシップは、18 世紀にはその市民的要素が、19 世紀には政治的要素が、20 世紀には社会的要素が順次発達したとされる。20 世紀中盤の福祉国家は、福祉や教育といった社会的権利の平等をその特徴としていた。

しかし、近代的なシティズンシップは、20 世紀末にはさまざまな批判にさらされた。福祉国家が財政的な危機に陥った 1970 年代以降、先進諸国では新自由主義的な政策が優勢になった。他方で新しい社会運動が、福祉国家のパターナリズムを難じた。1980 年末から 90 年代にかけては社会主義諸国が次々と崩壊した。移民や難民が増加し、民族紛争が再燃した。それにつれて各国家内の、また諸国家間の経済格差が拡大していく。こうしたもと、1990 年代以降、とくに英語圏でシティズンシップに対する関心が高まった。

それに対して外国人の移入を厳しく制限し、閉鎖的なシティズンシップ政策をとる日本においては、シティズンシップをめぐる議論はそれほど盛んではない。論じられても、外国人の、あるいは海外の問題としてという場合が多い。日本国憲法が基本的人権の保障を眼目としていることもあり、福祉などをめぐる議論においては「人権」という語が使われる場合が多い。しかし基本的人権といえども必ずしも普遍的なものではなく、ある範囲、ある時代の市民の地位身分と結びついたものであることは、日本でも明白になっている。たとえばワーキング・プアと呼ばれるような現代的な貧困は、企業の正社員に保障されていた日本的な社会的権利の衰退ととらえうる。終身雇用的な完全雇用と、それを前提とした社会福祉制度が危機に瀕しているのだ。そしてその背景には、グローバル化をはじめとした社会的な変化が存在している。あるいは、グローバル化を理由として、従来の福祉制度が解体されようとしている。こうした事態は、近代的なシティズンシップの衰退として分析することができる。それはまた、日本が難民や外国人労働者

を排除している状況と、「国民」の諸権利のありかたが変容している問題を、一貫した視点から考察することにもつながる。

そのために、シティズンシップをその範囲、内容、密度という三つの軸で再検討する必要がある。シティズンシップの範囲、すなわち誰が地位身分を持つのか。その内容、すなわちその権利と義務は何なのか。その密度、すなわちメンバーにはどのような参加やコミットメントが求められるのかが、再審されなければならないのだ。

２．近代的シティズンシップの成立と衰退

近代的シティズンシップは、自由主義的シティズンシップとも称され、西欧世界では、産業革命と市民革命後、国民国家のもとで発展してきたとされる。

シティズンシップは、近代以前にも存在していた。しかしその範囲は、都市国家のような地方的な小コミュニティだった。また、その内容は権利と義務で構成されるものではなく、両者が渾然一体となった市民的徳であると理解されていた。産業革命と市民革命を経て、こうした前近代的な特権は解体される。そして近代国家とともに自由主義的シティズンシップが成立し、私有財産権や人身の自由を内容とする市民的権利が保証される。19 世紀には選挙権・被選挙権を内容とする政治的権利が各国内で拡大していく。20 世紀に入ると、二度の大戦を挟みながら福祉サービスや教育を内実とする社会的権利が西欧諸国中心に整えられるようになる。

こうした過程で、排除されていた労働者階級が国家に包摂されていく。世界は国民国家に覆われ、各国家内でシティズンシップの平等が発達する。これが第二次大戦後の、普遍的な人権確立の構想であった。

こうした近代的なシティズンシップは、産業資本主義的な労働者、国民国家の兵士、近代的家父長制における親というアイデンティティを基盤にしている。市民的権利を保証された自由な市民が、労働者（ないしは資本家）として自由に契約を結び、私有財産を蓄える。市民はまた兵士として国家間の戦争に参加する。国民皆兵は、男性の国民全員に政治的権利を与えることを正当化する。さらに社会的権利が、激しい総力戦の対価として提示される。女性が担う次代の育成は産業資本と国民国家の再生産にかかせないものであり、近代的な家父長制・家族制の秩序にもとづき、女性にも諸権利が付与されるようになる。こうして、20 世紀後半には福祉国家体制が整えられた。

しかし、技術革新により、産業資本主義的な労働者や、従来型の兵士は不要となりつつある。近代的家父長制も変容を迫られている。シティズンシップの基盤が浸食されているのだ。しかしながら、従来の基盤を前提とした社会制度はまだ残存している。そのため、さまざまな矛盾が生じている。日本におけるいわゆるフリーターやワーキング・プアの問題も、そのあらわれの一つである。典型雇用が減少し、それを前提としていた社会保障や家族制度が機能不全に陥っているのである。

こうした状況を、国民国家が近代以前の地方的な小コミュニティのような立場におかれている、と考えることができる。近代初期において、地方的な小コミュニティの成員特権が解体され、より広い国民国家という範囲で平等な市民的権利が成立した。それと同様に、先進国の特権的なシティズンシップが解体され、世界規模で市民的権利が成立しようとしているのかもしれない。もちろん、現状では世界規模の国家が成立しつつあるとみなすことはできないが、グローバル化とは普遍的な市民的権利への指向性を持つものだといえよう。それに応じて、国民国家の社会的権利は特権として衰退を余儀なくされているのかもしれない。

３．シティズンシップの再構成

社会的権利を重視するシティズンシップは、福祉国家政策の鍵概念として位置づけられてきた。福祉国家政策が衰退し、新自由主義・「第三の道」といった新たな社会政策が登場するにあたって、シティズンシップ概念もまた再構成が試みられている。

ヨーロッパ諸国では、シティズンシップは社会的排除/包摂と関連づけられ、新たな政策的なスローガンになっている。シティズンシップの範囲は EU の成立により、EU 圏内に限られるとはいえ国家を超えることになる。その内容は、従来の福祉国家のような再配分の権利の平等ではなく、トランスナショナルな労働市場への参加の保障を主眼とするようになりつつある。市民のコミットメントとしては、労働市場やコミュニティでの活動へ積極的に参加することが求められる。

しかし、こうしたトランスナショナルな包摂を重視した社会政策は、従来福祉国家が保障していた社会的権利の平等、再配分の平等を衰弱させるものである、といった批判が「福祉国家のリベラル化」を志向する論者からは寄せられている。それに対して「トランスナショナルな包摂」を重視する論者は、福祉国家的な再配分へのこだわりは、閉鎖的なナショナリティへの執着であると批判する。

ただ、ヨーロッパの論者は、こうした矛盾は EU 市民権の充実である程度克服できるだろうという暗黙の前提を共有している。それに対して、日本をはじめとする東アジア諸国においては、この種の矛盾を解消できるようなトランスナショナルな連帯の展望はなく、今後の大きな課題となっている。

シティズンシップが再構成されるときに、市民としての参加が重視されているのだが、そこでとくに強調されるのは労働市場への参加であり、労働倫理である。社会政策として、勤労意欲を身につけさせることが重視されている。日本でも、フリーターやニートなどが政策の対象となる場合、その権利の衰退よりも労働の義務を果たしていないことが問題にされ、労働倫理を持たせることが政策的課題となりがちだ。その際しばしば、近代の自由主義的シティズンシップは権利ばかり強調しているので、義務を重視する市民共和主義的シティズンシップを再興するべきだ、という主張がされる。

しかし、「労働の義務」は、伝統的な市民共和主義の発想には存在しない。市民共和主義的シティズンシップは、労働から解放され政治に専心する古代都市国家の市民像を祖型としている。国家が労働の義務を課するという考え方は、産業資本主義にもとづく社会的権利の成立とともに生じたものなのである。したがって、社会的権利が衰退すれば労働の義務もまた衰退せざるをえない。西欧諸国の社会政策で労働の義務が強調されるのは、いまでも福祉国家的な給付が存在しており、それに応じた参加が要請されるためである。もともと社会的権利が貧弱な日本や米国において勤労意欲だけを高めようとするような社会政策や教育政策は、効果を期待できそうにない。

こうした道徳や倫理の強調は、シティズンシップが平等の原理ではなく市民的な徳として理解されるようになっていることと関連している。市民が平等かどうかよりも、市民がコミュニティの利益にかなう徳ある行動や考え方をしているかどうかが重視されているのである。こうした傾向は、平等の実現や、コミュニティ内の利益の対立といった政治的な問題を曖昧にする。

これは個人の権利擁護を主眼とする自由主義と、限られた範囲のコミュニティと人民主権を重視する民主主義の対立であると考えることができる。個人の平等の原理であると同時に、特定のコミュニティの成員の特権として定義されるシティズンシップを、自由主義と民主主義の矛盾を顕在化させつつ、両者を共存させるような生活様式の基本ルールとして再評価する必要がある。

論文審査の結果の要旨

本論文は、欧米では活発な議論が展開されているが、日本ではまだ馴染みのない「シティズンシップ」というテーマを取り上げて論じたものだが、同時に同テーマから家族・資本主義・国家の諸相にわたって近現代の先進社会を論じたという面をもかねそなえたものである。第一部では、第一章で近代的シティズンシップが現在、直面している現実をポストモダン化とグローバル化として捉え、第二章で近代シティズンシップが過去に直面してきた歴史を市民的権利と社会的権利の葛藤として捉えることで、その歴史的なあり方を素描している。第二部では、第三章で現在から将来にいたる傾向としてシティズンシップの基盤が衰退している現実を分析し、第四章ではそれを実証する材料として日本のフリーター問題を取り上げている。また第三部では、シティズンシップを今後再構成していく規範的な指針として社会的排除の克服を課題にあげ、さらにシティズンシップにおける義務の側面を強調するかたちで論考をしめくくっている。

本論文は、第一に、シティズンシップという視点から現代社会を論じる意味を説得力ある記述で説明しており、「市民的権利」と「社会的権利」との葛藤という視点にもとづく一貫した問題意識が明確に読み取れるかたちとなっている。また第二に、シティズンシップといえば、一方での福祉社会、福祉資本主義（分野としては社会政策）から見たその変容という議論と、他方でのグローバル化からするシティズンシップ論のどちらかに偏りがちだが、両方を射程

におさめたものとなっている。また第三に、シティズンシップの視点からフリーター/ニート問題を論じたものは、シティズンシップ論としてこれまでに存在せず、日本のコンテクストでシティズンシップについて扱った貴重な成果だといってよい。シティズンシップ概念が社会的排除を分析する上で示唆的な規範概念であることは、一般に認められているが、シティズンシップを権利論としてのみならず、義務論の視点から再構成しようとする見方は、近年ようやく目が向けられるようになった点である。こうした視点の斬新さも本論文の優れた一面である。

したがって本論文は、関連文献にたいする目配り、問題設定の一貫性、論文内容の独創性などを考えて、博士（人間科学）の学位授与に十分値するものであると判定した。